概算払に関する特約条項

（業務委託料の概算払）

第１条　第 38 条の規定に関わらず、発注者が業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、受注者は、前払いによる業務委託料の概算支払い（以下「前払い」という。）を発注者に請求することができるものとする。この場合においては、第 38 条第 1 項及び第 2 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料からすでに前払いの対象となった業務委託料相当額を控除した額」と読み替える。

２　前項による前払いの支払回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる時期	支払限度額
第１回	年　月　日から	金　　円
第２回	年　月　日から	金　　円
第３回	年　月　日から	金　　円
第４回	年　月　日から	金　　円

３　発注者は、前２項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる業務委託料を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この契約を誠実に履行しなければならない。

５　発注者は、この契約が解除された場合においては、第 47 条第 1 項本文の規定に関わらず、既に業務を完了した部分（第 40 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除く。）を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料相当額及び第 40 条の規定による部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料相当額を第３項の規定による支払い済みの前払いによる業務委託料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金の額になお剰余があるときは、受注者は、解除が第 44 条又は第 44 条の３の規定によるときにあっては、その剰余の額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 45 条又は第 46 条の規定によるときにあっては、その剰余の額を発注者に返還しなければならない。

（業務委託料の精算）

第２条　受注者は、前条第１項の規定による前払いを受けたときは、当該業務完了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務完了後 20 日以内に発注者に提出しなければならない。ただし、この精算書の提出は、第 36 条第２項の検査に合格した後でなければならない。

2　発注者が前項の精算書の内容を精査し、当該精算により剰余が生じていると認める場合にあっては、受注者は、当該精算書を提出した日から 20 日以内に当該剰余金を発注者が交付する納付書により納付しなければならない。

3　発注者が第１項の精算書の内容を精査し、当該精算により不足が生じていると認める場合にあっては、受注者は、当該精算書を提出した日から 20 日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した業務委託料（業務委託料の変更があった場合には変更後の業務委託料）から前払金の額を控除した額を超えて行うことができない。

4　発注者は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該不足額に係る業務委託料を支払わなければならない。

5　第２項に定める剰余金の納付又は第４項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。